

令和3年度 岩倉市立岩倉東小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめとは・・・

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策の3本柱

いじめの未然防止の取組

- ◆ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長する学級づくりを進めます。
- ◆ 児童一人一人の良さを認め、やる気を大切にするように努めます。
- ◆ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を進め、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ◆ 保護者や地域の方への啓発に努め、学校・家庭・地域が協力していじめの防止に取り組んでいきます。また、「岩倉市子ども条例」の周知を図ります。
- ◆ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、児童がネットいじめの加害者、被害者とならないように指導します。

いじめの早期発見の取組

- ◆ アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ◆ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ◆ 定期的開催するいじめ・不登校対策委員会において児童の変化を報告し合い、児童理解に努めます。
- ◆ 子どもと親の相談員、スクールカウンセラーと常に連携し、早期発見に努めます。

いじめに対する措置

- ◆ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ◆ 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、解決を図ります。
- ◆ 警察、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ◆ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ◆ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。

<いじめ・不登校対策委員会の設置>

- 校内にいじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応します。
- 全教職員・子どもと親の相談員によって構成します。
- 原則として各学期に1回開催するとともに、問題発生時には必要に応じて招集します。

<重大事態への対応>

- 重大事態とは、いじめによって児童が以下のような被害を被ったときをいいます。
 - ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、結果を被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

<学校の取組に対する検証・見直し>

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。